

【都市計画決定線データ】の利用条件

- 1 データの目的外利用はできません。
- 2 データの管理を適切に行い、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合は、速やかに横浜市へ連絡してください。
- 3 データの利用は利用期間内に限り、期間終了後は速やかに消去する等適切な措置を講じてください。
- 4 データを変更することはできません。ただし、データの変換についてはこの限りではありません。
- 5 データの著作権は横浜市に帰属するもので、複製又は変更に伴い著作権が移転するものではありません。ただし、データの変換後の結果（二次的著作物）についての権利は、横浜市と申請者の共有に帰属するものとします。また、第三者に委託した場合も同様です。
- 6 データの複製等について
 - (1) 自己利用のためにのみ複製できることとします。
 - (2) 複製したデータは、全て横浜市が所有権を有するものとし、利用期間の終了後は速やかに消去する等適切な措置を講じてください。
- 7 データの再利用権の設定又は第三者への譲渡はできません。また、データ又はその複製物の第三者への譲渡転貸又は占有の移転もできません。ただし、データの処理を第三者に委託する場合に限り再利用権を設定することができます。なお、この場合、受託者から本利用条件の各事項について誓約書を提出させ、その写しを横浜市に提出してください。
- 8 別紙「都市計画決定線の精度誤差について」に記載されている事項を承知の上でデータを利用してください。
- 9 本データの測地系及び座標系は、世界測地系(2000)の平面直角座標系第9系です。
- 10 データは、縮尺 1/2500 の図面を基に、地図情報レベル 500 にて作成されています。図面等を作成する場合は、縮尺に留意してください。
- 11 データの利用により作成した図面等には、「横浜市都市整備局都市計画決定線データ(利用承認：令和〇〇年〇月〇日都計第〇〇号)により作成」(〇〇には本書右上の日付、番号を記入)と記載してください。
- 12 成果品(図面等)を一般に配布する際は、測量法第43条の規定による測量成果の複製承認が必要となる場合があります。
- 13 データの利用に伴い、申請者又は第三者に発生した直接的又は間接的な損害に対して、横浜市は一切の責任を負いません。
- 14 この利用条件に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、横浜市と申請者が協議して定めることとします。